

平成 20 年改正少年法の運用の概況

平成 20 年 12 月 15 日に少年法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 71 号）が施行され、新たに、(1) 被害者等による少年審判の傍聴、(2) 被害者等に対する審判状況の説明の各制度が導入された。

本資料は、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 12 月 31 日までの約 1 年間の各制度の運用の概況を取りまとめたものである（数値はいずれも、平成 22 年 3 月 1 日現在の集計による概数であり、今後の集計整理により変動がありうる。）。

1 被害者等による少年審判の傍聴

家庭裁判所は、少年が故意の犯罪行為や交通事故などにより、被害者を死亡させたり、被害者の生命に重大な危険を生じさせた事件（例えば、殺人、傷害致死、傷害、自動車運転過失致死傷など）について、被害者等から審判の傍聴の申出があり、少年の年齢及び心身の状態等を考慮して、相当と認めた場合には、傍聴を許すことができるとされた。

資料 1 のとおり、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 12 月 31 日までの審判の傍聴の対象となった事件は 223 件であり、そのうち 101 件について申出がされ、87 件について審判の傍聴が認められている。

審判の傍聴の申出がされた罪名としては、傷害致死、自動車運転過失致死などが多く、その内訳は資料 1 の円グラフのとおりである。また、審判の傍聴が認められた 87 件における少年の犯行時年齢は、19 歳が 23 人と最も多く、続いて、18 歳が 20 人、17 歳が 14 人、16 歳が 11 人、14 歳が 11 人、15 歳が 4 人、13 歳が 4 人となっている。

審判の傍聴が認められた 87 件のうち、申出人から傍聴付添いの申出がされたのは 29 件であり、いずれも傍聴付添いが認められている。

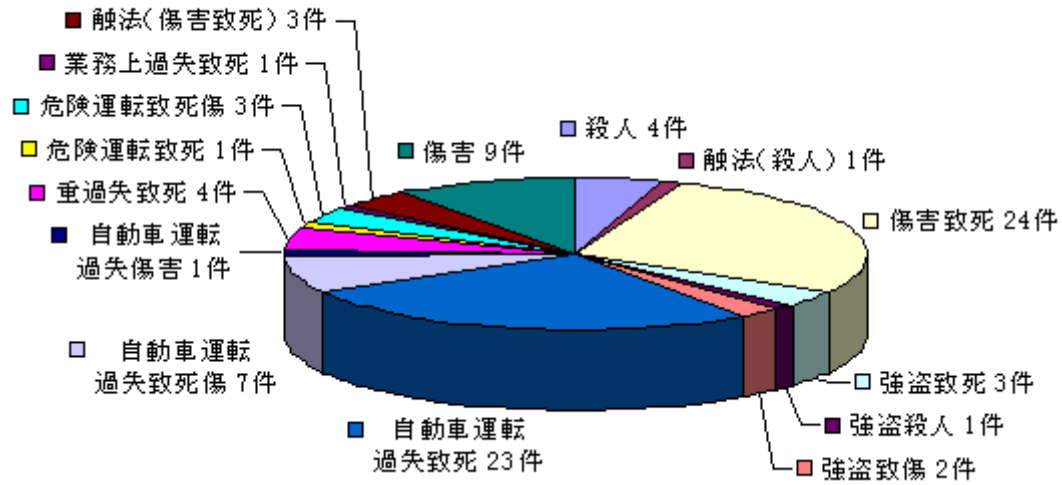
なお、審判の傍聴が認められなかった 22 人については、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものなどである。

（資料 1）

審判の傍聴の対象となった件数	申出のあった件数 （申出人数）	申出を認めた件数 （傍聴人数）	申出を認めなかった 件数（申出人数）	取下件数 （人数）
223	101（195）	87（169）	11（22）	3（4）

（注）件数と人数が異なるのは、1 件につき複数の者からの申出がされる場合があることによる。

罪名別実施状況



2 被害者等に対する審判の状況の説明

家庭裁判所は、被害者等から申出があり相当と認めた場合には、審判の状況を説明することとされた。

資料2のとおり、平成20年12月15日から平成21年12月31日までの審判状況の説明の申出人数は433人であり、そのうち424人について申出が認められている。

なお、申出が認められなかった9人については、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものである。

(資料2)

申出人数	申出を認めた人数	申出を認めなかった人数
433	424	9

審判の状況説明

